

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「七日」を「三日」に改め、同条第四号及び第五号中「を提供する」を「が提供される」に改め、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六 厚生労働省令で定めるところにより施設その他の厚生労働省令で定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。

七 法第十三条第一項に規定する特定認定の申請前に、施設の周辺地域の住民（施設を構成する建築物に居住する者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。

八 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われること。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年十月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた国家戦略特別区域法第十三条第一項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）の申請であつて、この政令の施行の際特定認定をするかどうかの処分がされていないものに係る特定認定については、なお従前の例による。

3 この政令の施行の際現に特定認定を受けている者（前項の規定によりなお従前の例によることとされた特定認定を受けた者を含む。）に対する改正後の国家戦略特別区域法施行令（以下「新令」という。）第十二条の規定の適用については、その者が行う当該特定認定を受けた事業は、施行日から起算して九十日を経過する日までの間は、改正前の国家戦略特別区域法施行令第十二条に規定する要件に該当する限り、新令第十二条に規定する要件に該当するものとみなす。

理由

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の使用期間の短縮等の措置を講ずる必要があるからである。